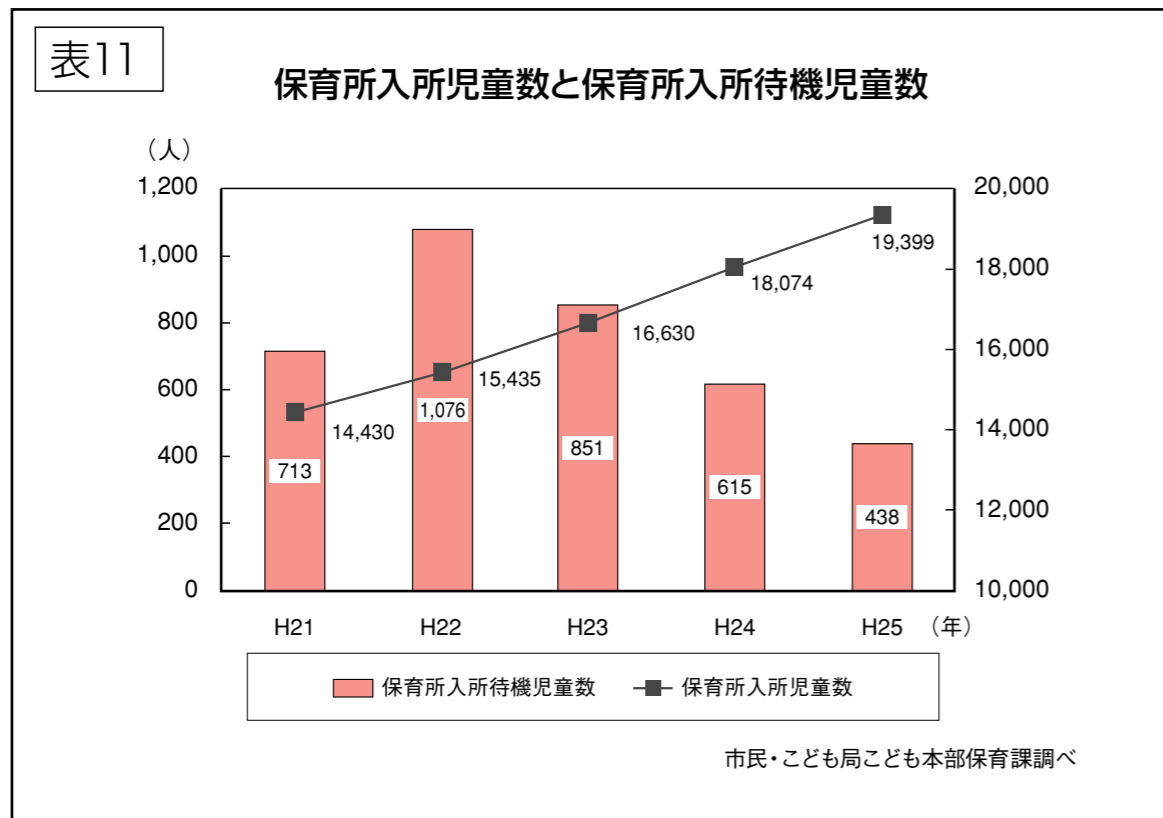


基本施策3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和が図られることで、多様な生き方を選択し社会のあらゆる分野に参画して、その能力を發揮することは男女共同参画社会の実現の基盤となるものです。仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努め、職場、子育て、介護など個人のライフサイクルを取り巻く環境を整える必要があります。



川崎市内の保育所数は増えており、入所児童数も毎年右肩上がりに増加して2013(平成25)年には19,399人となっています。しかし、人口も増加しているため待機児童²³数の解消には至っていません。

23 認可保育所への入所を申請しているにもかかわらず、希望する保育所が施設定員を超過しているなどの理由により、入所できない状態にある児童を指す。

施策1 ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進		
事業番号	事業	所管局
23再掲	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・子ども局、子ども本部、経済労働局、教育委員会
56	趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を行います。	市民・子ども局、教育委員会

施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進		
事業番号	事業	所管局
57	「労働状況実態調査」を通じて、育児・介護休業取得に関する調査を実施します。	経済労働局
58	育児・介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を行います。	市民・子ども局、経済労働局
59	市役所における育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2018(平成30)年度までに10%となるようにめざします。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
60	市役所における介護休業取得状況を把握し、取得しやすい環境づくりに努めます。	
61	市役所における階層別研修や講座、職員向け広報誌等により、育児・介護休業取得を推進します。	

施策3 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
事業番号	事業	所管局
25再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
62	市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を推進します。	

施策4 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実		
事業番号	事業	所管局
63	バリアフリー ²⁴ やプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
64	待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に努めます。	こども本部
65	あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	
66	病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	
67	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメント ²⁵ を支援します。	市民・こども局、こども本部、区役所、教育委員会
68	児童・生徒に対する放課後事業の充実に努めます。	こども本部

施策5 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進		
事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
69	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	健康福祉局、区役所

24 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的な障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。

25 個人として、あるいは社会集団として意思決定に参画し、自立的な力をつけること。

施策6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進(再掲)		
事業番号	事業	所管局
7 再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
22 再掲	働く場における男女平等推進のための講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、経済労働局

施策7 男性が家庭生活に参画できる環境づくり(再掲)		
事業番号	事業	所管局
23 再掲	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・こども局、こども本部、経済労働局、教育委員会
24 再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
25 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会

★ 施策8 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進		
事業番号	事業	所管局
○ 70	高等技能訓練促進費等事業等の実施を通じて就業支援を実施します。	こども本部
○ 71	ひとり親家庭等医療費助成を通じて経済的な支援を実施します。	
○ 72	ひとり親家庭が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行い、利用しやすい相談を実施します。	市民・こども局、こども本部

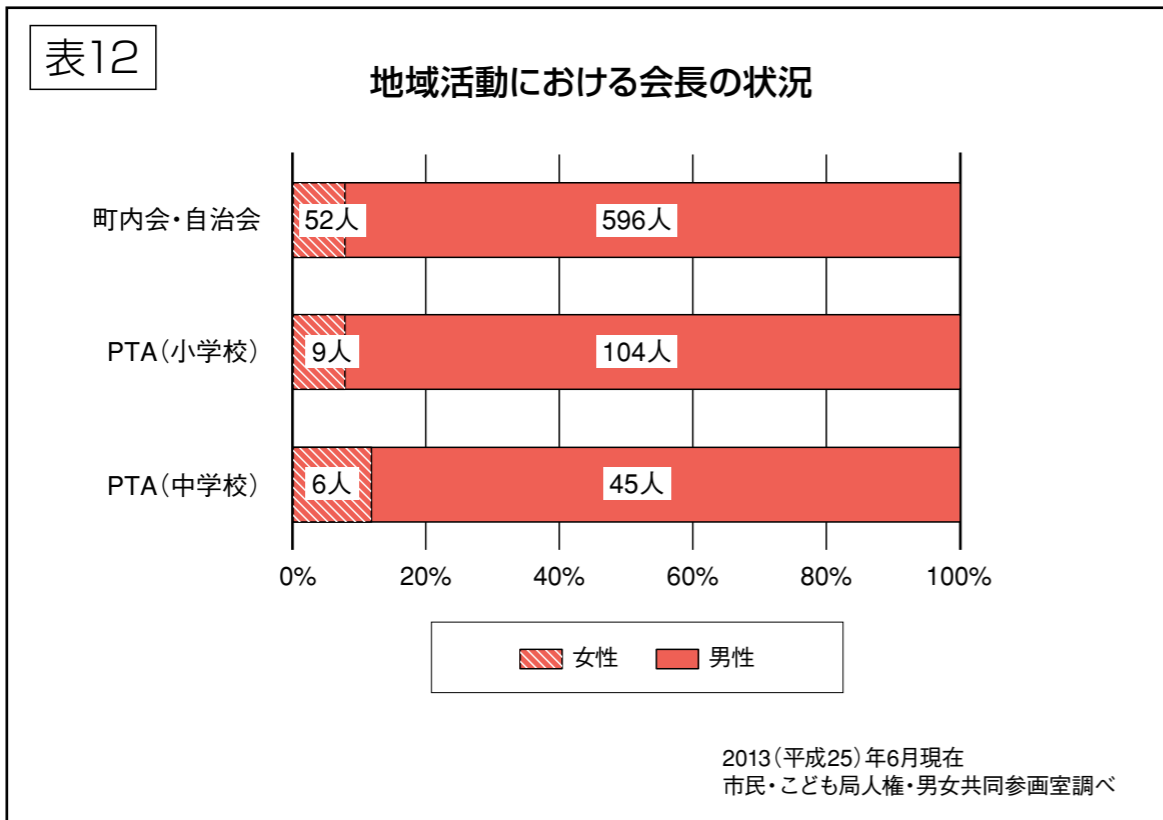
目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながると期待されます。また、「地域」では、住民の高齢化や単身世帯の増加、災害時などへの対応といった課題に直面しています。行政だけでなく住民が協力して地域で対応することが必要であり、今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動などの方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。また、一方で男性が仕事だけでなく、経験や知識を生かして地域活動に参画することも男女共同参画社会の実現のためには重要です。

基本施策1 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が大きく変化する中、地域においても、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、防災やまちづくりの分野において男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

すべての人・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、今後は女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。



地域生活と関係が深い町内会・自治会、PTA等では女性が多く活動していますが、町内会長・自治会長は8%、PTA会長は小学校8%、中学校12%と圧倒的に男性が占めています。

施策1 地域活動における男女共同参画の促進

事業番号	事業	所管局
7再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・子ども局、教育委員会
8再掲	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習機会を提供します。	教育委員会
43再掲	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民・子ども局
73	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	市民・子ども局、区役所、教育委員会
74	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	

施策2 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進(再掲)

事業番号	事業	所管局
45再掲	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	市民・子ども局、教育委員会
46再掲	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	

★ **施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大**

事業番号	事業	所管局
75	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	総務局、市民・子ども局、区役所
○ 76	まちづくりの分野における女性の参画を推進します。	市民・子ども局、区役所

★ 施策4 男女共同参画センターの取組の推進

事業番号	事業	所管局
○ 77	地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します。	市民・こども局

川崎市男女共同参画センター(愛称:すくらむ21)

川崎市男女共同参画センターでは、川崎市の男女平等施策の推進拠点として、主に以下の事業を行っています。



- 1. 調査・研究**
「かわさきの男女共同参画データブック」の作成やワーク・ライフ・バランスの阻害要因の調査など、男女共同参画を進めていく上での課題解決を目的とした調査・研究を行っています。
- 2. 相談**
女性のための総合相談「ハロー・ウィメンズ110番」、就労及び就労継続のためのキャリア相談や自助グループへの支援を行っています。
- 3. 情報収集及び提供**
ホームページや「すくらむ通信」、メールマガジンの発行などを通じて、すくらむ21の活動や男女共同参画に関連する情報を市民に発信しています。
- 4. 市民の学習、研修及び交流の活動の支援**
ワーク・ライフ・バランス、防災、男性の地域参加、再就職・就労継続支援など、様々なテーマで講座や研修を行っています。また、市民講師による講座の実施や男女共同参画に関連した市民団体への支援を通じて、市民同士の交流や活動を支援しています。

所在地:川崎市高津区溝口2-20-1
HP :<http://www.scrum21.or.jp/>

施策5 男性が地域活動に参画できる環境づくり(再掲)

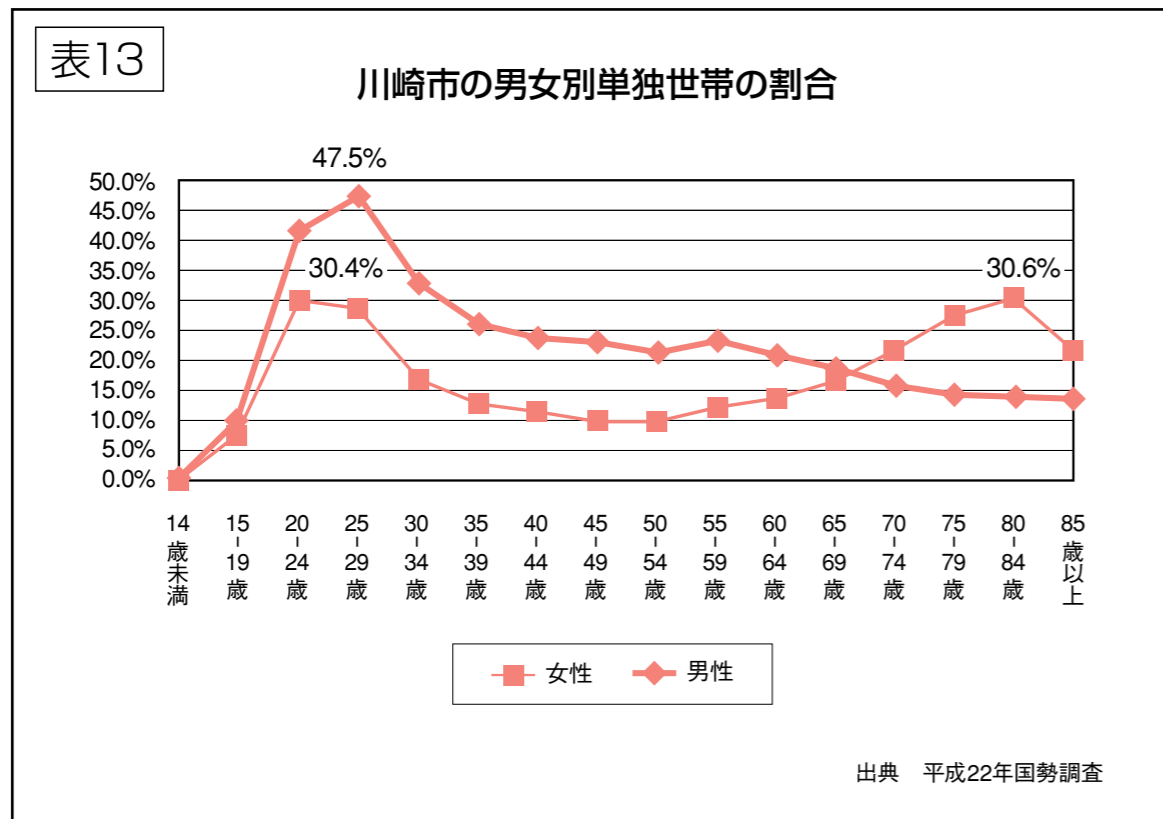
事業番号	事業	所管局
24再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
25再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
26再掲	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	市民・こども局、教育委員会

★ 施策6 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進(再掲)

事業番号	事業	所管局
29再掲	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	教育委員会
○ 30再掲	男女平等の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	総務局、市民・こども局、教育委員会

基本施策2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

社会経済環境が急激に変化する中、貧困に苦しむ人や教育や就労などの機会が得られない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。高齢や障害、外国人市民、ひとり親世帯、失業や貧困問題など様々な困難を抱える人々の自立に向けた力を高める取組を進める際はもちろん、災害時においても地域社会の連携の中で女性の視点を地域の防災に取り入れるなど、男女共同参画の視点に立って、誰もが安心して暮らすための環境の整備を行っていく必要があります。



2010(平成22)年10月1日現在、川崎市の男性人口に占める単独世帯で最も高いのは20代後半(47.5%)で、それ以降は低下しています。一方、女性は20歳代前半(30.4%)で高くなり、それ以降は低下し、50歳代から再度高くなり80歳代前半(30.6%)に最も高くなっています。

コラム5

様々な困難とは

経済の低迷や雇用・就業構造の変化等による非正規雇用者の増加、経済社会のグローバル化の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。そのような中、単身世帯や高齢者世帯の増加といった家族や地域社会の変化による、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来が課題となっています。

一方、相対的貧困率²⁶については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高い傾向にあります。特に女性は家事・育児・介護等のため、非正規雇用で就いたり就業を断念することが多く、就業期間も短い傾向にあるため就業時の賃金格差が高齢期における年金等の収入格差にもつながるなど、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で相対的貧困率が高いという特徴があります。

更に女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、ひとり親家庭であること、ニートやフリーター等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

★ **施策1 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援**

事業番号	事業	所管局
63再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
78	高齢者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	市民・こども局、経済労働局
○ 79	高齢者がそれぞれの能力や経験を生かし、地域に参画できるように支援します。	健康福祉局

★ **施策2 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援**

事業番号	事業	所管局
63再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
80	障害者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	市民・こども局
○ 81	障害者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	健康福祉局

²⁶ 国民一人ひとりの所得を順番に並べ、中央の値の半分より低い人の割合。この場合の所得とは、収入から税金や社会保険料を差し引いた1人当たりの所得を指す。

施策3 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進		
事業番号	事業	所管局
82	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	総務局、市民・こども局、まちづくり局、区役所、教育委員会
83	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	こども本部、区役所

★ 施策4 多文化共生²⁷意識の高揚

事業番号	事業	所管局
○ 84	互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう地域における交流機会の充実に努めます。	総務局、市民・こども局、教育委員会

★ 施策5 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進(再掲)

事業番号	事業	所管局
○ 70 再掲	高等技能訓練促進費等事業等の実施を通じて就業支援を実施します。	こども本部
○ 71 再掲	ひとり親家庭等医療費助成を通じて経済的な支援を実施します。	
○ 72 再掲	ひとり親家庭が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行い、利用しやすい相談を実施します。	市民・こども局、こども本部

施策6 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応		
事業番号	事業	所管局
85	生活基盤確立支援のため、引き続き居住支援を行います。	健康福祉局、まちづくり局
86	生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報提供を行います。	市民・こども局、経済労働局、健康福祉局

★ 施策7 ニート²⁸やフリーター²⁹などの状態にある者に対する就労・自立の促進

事業番号	事業	所管局
○ 87	ニートやフリーターなどの状態にある若者に対して、講演会やセミナー、相談事業などを実施し、自立に向けた就労支援を行います。	市民・こども局、経済労働局

施策8 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進(再掲)

事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
69 再掲	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実に努めるとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	健康福祉局、区役所

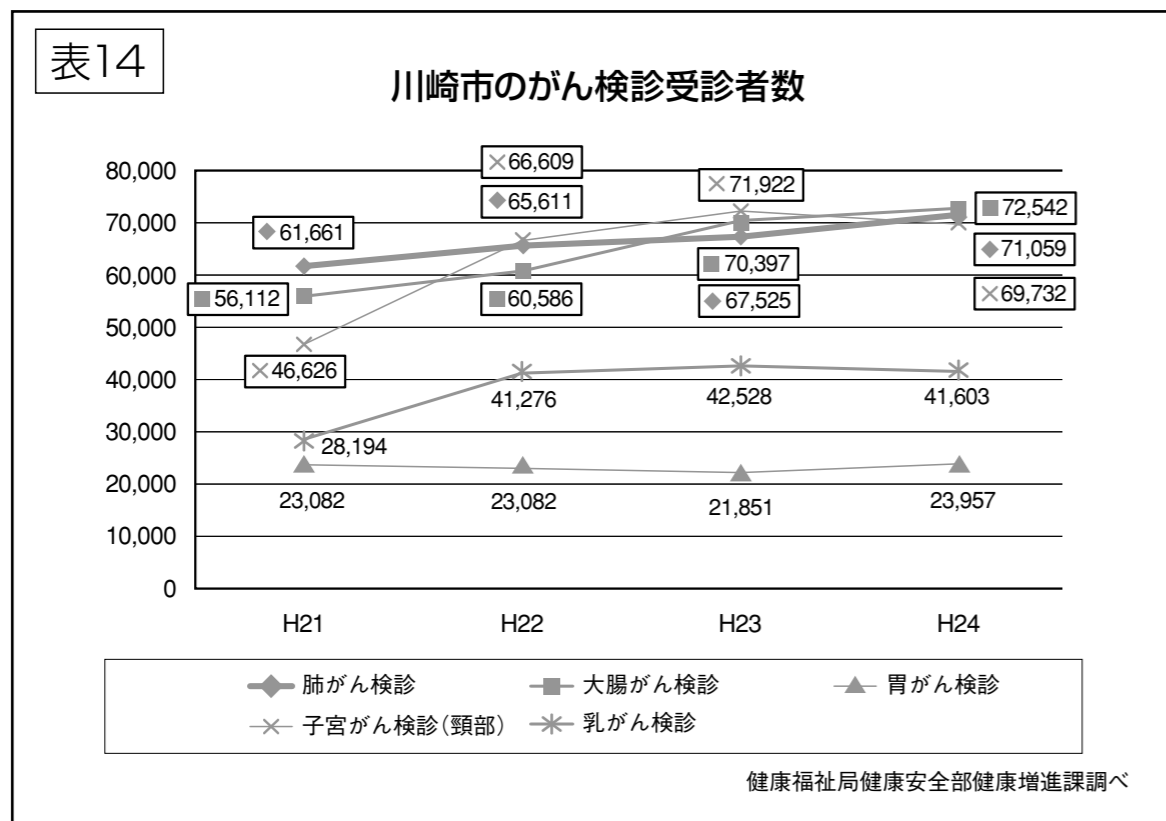
27 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことを指す。川崎市では、「川崎市多文化共生社会推進指針」(2008(平成20)年3月)を策定し、多文化共生社会を実現するための取組を進めている。

28 Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、日本では、若年無業者(15~34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者)を指す用語として使われている。

29 15~34歳の男性又は未婚の女性(学生を除く)で、パート・アルバイトして働く者またはこれを希望する者のこと。

基本施策3 生涯を通じた健康支援

生活習慣やホルモンなどの身体的な特徴の違いによって男女異なる健康上の問題に直面することに留意し、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。誰もが安心して生活するために男女双方の視点を取り入れた医療や健康増進の環境を整えることで、人生のあらゆるステージにあった健康づくりを支援していくことが必要です。



女性特有のがんとして、増加傾向にある乳がん、子宮がんなどがあります。がんは早期発見が重要ですが、がん検診の受診者数は2010(平成22)年以降、おおむね横ばいで推移しています。生涯を通じた健康の保持増進のため、がん検診の受診率向上に努めます。

★ **施策1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進**

事業番号	事業	所管局
○ 88	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	市民・こども局、健康福祉局

★ **施策2 妊娠・出産などに関する健康支援**

事業番号	事業	所管局
89	周産期医療 ³⁰ の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	健康福祉局、病院局
○ 90	妊産婦 ³¹ 等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	こども本部、病院局
○ 91	不妊に悩む男女への支援を実施します。	

★ **施策3 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援**

事業番号	事業	所管局
○ 92	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取組めるよう支援します。	健康福祉局、区役所

★ **施策4 性差医療³²の推進**

事業番号	事業	所管局
93	女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	健康福祉局
○ 94	性差に応じた的確な医療や健康診断の機会を充実します。	健康福祉局、病院局

30 周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念で、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母子の健康を守るのが周産期医療である。突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要とされている。

31 妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。(母子保健法)

32 男女の差異により、かかりやすい病気や病態が異なることから、そうした性差を考慮して行う医療。

施策5 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進		
事業番号	事業	所管局
95	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) ³³ についての講座等を通じて周知啓発します。	市民・こども局、こども本部

★ 施策6 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進

事業番号	事業	所管局
○ 96	心身ともに健康に影響を及ぼすHIV ³⁴ や性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及をします。	こども本部、健康福祉局、教育委員会

★ 施策7 相談しやすい体制の整備

事業番号	事業	所管局
○ 97	こころと体の健康に関する身近な相談窓口の周知に努めます。	市民・こども局、健康福祉局

33 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

34 HIVとは、Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)のことで、ヒトの体を様々な細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る(免疫)のに重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ(CD4陽性細胞)などに感染するウイルスのこと。

HIVがTリンパ球やマクロファージなどに感染した結果、HIVが増殖し、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていくことで、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、様々な病気を発症する。この病気の状態をエイズ(AIDS:後天性免疫不全症候群)という。

第3期行動計画を効果的に推進していくために、以下のような推進体制において計画を実行し、点検・評価を行っていきます。

1 推進体制

(1)庁内の推進体制

ア 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市における人権及び男女共同参画関連施策を総合的に推進するための庁内会議です。副市長を会長に、各局の局長級職員が委員となり、市の人権施策や男女共同参画を進めるために、施策に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

また、各局の庶務担当課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、その中に、男女平等施策推進部会を設置しています。部会は、男女平等推進行動計画の策定や、計画の実施状況をまとめた年次報告書の作成について所掌し、計画を具体的に推進していく役割を担っています。

イ 川崎市男女共同参画推進員

市政のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するために、各局に男女共同参画推進員を設置しています。推進員は、各局それぞれ男女1名ずつ、合計2名とし、1名を人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事をもって充てることとしています。

推進員は、各局で、男女平等を推進する視点に配慮する役割を担っており、主に以下の職務を行います。

- ① 所管する事業の点検に関すること
- ② 発行する刊行物等の広報物の点検に関すること
- ③ 川崎市男女平等推進行動計画の年次報告に関すること
- ④ その他男女平等の推進に必要なこと

(2)市、市民、事業者との連携による推進

ア 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

川崎市男女共同参画センター(愛称:すくらむ21)は、条例に基づき設置された市の男女平等施策の推進拠点です。市民や事業者に対し、広く男女共同参画を推進するために、センターでは、男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・発信、講座の実施、市民の交流機会の提供など、幅広い事業を行っています。

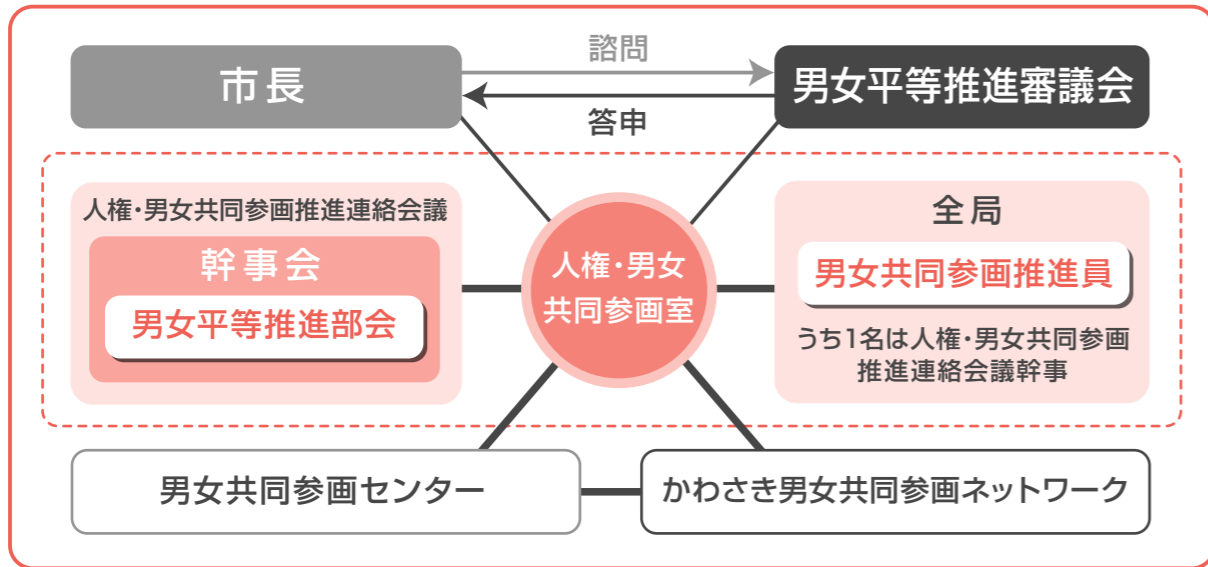
イ かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現をめざす場として、2005(平成17)年にかわさき男女共同参画ネットワークを設立しました。ネットワークには、市域で活動する民間団体等(2013(平成25)年現在44団体)が加盟しており、これらの団体が、地域社会の一員として「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動しています。

(3) 附属機関

ア 川崎市男女平等推進審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民委員により構成されており、市長の諮問³⁵に応じて、市の男女平等施策に関する事項について調査・審議します。また、審議会では、行動計画や市の施策について意見を述べたり、計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行います。審議内容や諮問に対する答申は、任期終了後市長に報告され、市民に公表されます。



35 一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。「市長から審議会に一する」等。

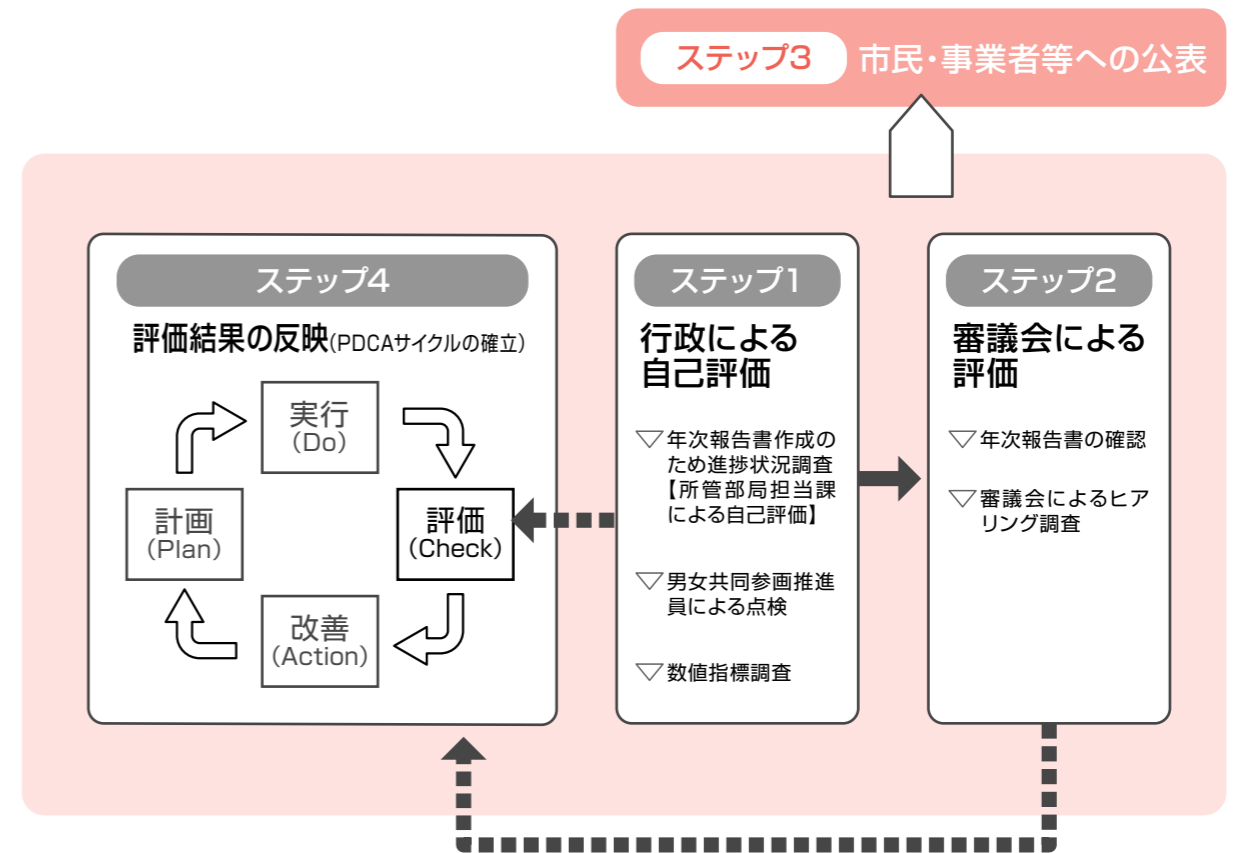
2 計画の点検・評価

(1) 事業の点検・評価

毎年、事業の所管課及び推進員から、施策の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況を把握します。その結果を審議会に報告し、所管課へのヒアリング等を通じて、点検・評価を行います。

(2) 点検・評価結果の公表

事業の進捗状況についての所管課及び推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。報告書の作成にあたっては、市の女性管理職比率や審議会等委員の女性の参加比率など、計画に関連する事項の数値実績についても掲載し、計画の進捗状況をわかりやすく示していきます。



資料

1 男女平等かわさき条例

〔平成13年6月29日
条例第14号〕

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 基本施策等(第8条～第15条)
- 第3章 拠点施設(第16条)
- 第4章 男女平等推進審議会(第17条)
- 第5章 雑則(第18条)
- 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定そ

他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

2 川崎市男女平等推進審議会規則

平成13年9月28日
規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第17条第9項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3 川崎市男女平等推進審議会委員名簿

第5期(平成23年4月～平成25年3月) ◎会長 ○副会長

	氏 名	所属等
1	あへ 阿部 ひろこ 裕子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら
2	えはら 江原 かずひと 和人	市民公募
3	えびな 蝦名 なおこ 直子	イツツ・ コミュニケーションズ(株)
4	おおこし 大越 ミドリ	川崎市PTA 連絡協議会
5	おがた 尾形 やすのぶ 泰伸	武蔵大学
6	かとう 加藤 しゅういち 秀一	明治学院大学
7	かとう ◎加藤 ちえ 千恵	東京女学館大学
8	きむら 木村 みねお 美根雄	川崎市医師会
9	さかい 酒井 かずひろ 一博	(財)労働科学研究所
10	さが ○佐賀 えつこ 悦子	弁護士
11	たなか 田中 としゆき 俊之	学習院大学
12	どもん 土門 りえ 里江	川崎地域連合
13	たむら ロー(田村) 紀子	市民公募

(所属は2011(平成23)年4月時点)

☆2011(平成23)年4月 諮問
「次期川崎市男女平等推進行動計画の策定に向けた川崎市の男女平等の推進に関する施策について」

☆2013(平成25)年3月 答申

☆第5期川崎市男女平等推進審議会(以下「第5期審議会」という。)は、平成23年4月に発足しました。任期は2年間で、学識者、関係団体の代表者、企業の代表者、公募市民の計13名で構成されています。

本行動計画は、第5期審議会において施策の方向について審議を重ね、答申された骨子に基づいて策定しました。

第5期審議会では、平成25年度までの5か年を計画期間とした第2期行動計画について、ヒアリング等を通じ、2度の検証・評価を行いました。本行動計画についての答申は、その評価結果から導き出された課題や、川崎市における男女共同参画をめぐる社会状況の変化等を踏まえてまとめられました。

4 男女共同参画関連年表

西暦 (和暦)	国連・国内の動き	川崎市の動き
1975 (昭和50)	★国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択 ★国連総会で1976~85年を「国連婦人の十年」と決定	
1977 (昭和52)	★「国内行動計画」策定(1月)	
1979 (昭和54)	★国連総会「女子差別撤廃条約」採択(12月)	★婦人問題行政窓口を教育委員会社会教育課に設置(4月)
1980 (昭和55)	★「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)にて「女子差別撤廃条約」署名(7月)	
1982 (昭和57)		★川崎市婦人問題懇話会発足(6月)
1983 (昭和58)		★川崎市婦人問題行政連絡推進会議及び同幹事会(庁内連絡・調整組織)設置(1月)→川崎市女性行政推進連絡会議(97年4月)→川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(99年4月)に組織変更 ★市民局婦人室設置(6月)
1985 (昭和60)	★国籍法及び戸籍法一部改正【父母両系主義の採用等】(1月) ★「女子差別撤廃条約」批准(6月) ★「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	★「川崎市男女共同社会をめざす計画」策定(5月)
1986 (昭和61)	★国民年金法一部改正【女性の年金権の確立】(4月) ★男女雇用機会均等法施行(4月)	★川崎市女性問題推進協議会設置(3月)
1987 (昭和62)	★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	
1988 (昭和63)		★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第2期実施計画策定(3月)
1990 (平成2)	★国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)	★市民局女性行政推進室に組織変更(5月) ★川崎市女性問題推進協議会を川崎市女性行政推進協議会に名称変更(6月)
1991 (平成3)	★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定(5月)	★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第3期実施計画策定(3月)
1992 (平成4)	★育児休業法施行(4月)	
1993 (平成5)	★世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択(6月) ★国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月) ★パートタイム労働法施行(12月)	
1994 (平成6)	★男女共同参画室(総理府)、男女共同参画審議会設置(6月)。男女共同参画推進本部設置(7月) ★国際人口・開発会議(カイロ)「カイロ宣言」採択(9月)	
1995 (平成7)	★第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択(9月) ★育児・介護休業法改正【介護休業の法制化】(10月)	★「かわさき男女平等推進プラン」策定(1月) ★川崎市女性行政推進協議会を川崎市男女平等推進協議会に名称変更(3月)
1996 (平成8)	★「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)	
1998 (平成10)		★「かわさき男女平等推進プラン」第2期実施計画策定(3月)
1999 (平成11)	★男女雇用機会均等法の一部改正施行(4月) ★男女共同参画社会基本法公布・施行(6月)	★市民局人権・男女共同参画室に組織名変更(4月) ★川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開設(9月)

西暦 (和暦)	国連・国内の動き	川崎市の動き
2000 (平成12)	★国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)(6月) ★ストーカー行為等の規制等に関する法律施行(11月) ★「男女共同参画基本計画」策定(12月)	
2001 (平成13)	★男女共同参画会議、男女共同参画局(内閣府)設置(1月) ★配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)施行(10月)	★男女平等かわさき条例公布(6月)・施行【第7条を除く】(10月)
2002 (平成14)	★育児・介護休業法の一部改正施行【仕事と家庭の両立支援策の充実】(4月)	★第1期川崎市男女平等推進審議会設置(2月) ★人権オンブズパーソン条例施行(4月) ★男女平等かわさき条例第7条(パーソン関連)施行(5月)
2003 (平成15)	★母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行【母子家庭等の自立促進】(4月) ★次世代育成支援対策推進法施行(7月) ★少子化社会対策基本法施行(9月)	
2004 (平成16)	★配偶者暴力防止法の一部改正施行【「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充】(12月)	★「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」策定(5月) ★第2期川崎市男女平等推進審議会設置(5月)
2005 (平成17)	★第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)(2月) ★育児・介護休業法の一部改正施行(4月) ★刑法等の一部改正施行【人身売買罪の新設】(7月) ★「男女共同参画基本計画」(第2次)策定(12月)	★「かわさき男女共同参画ネットワーク」発足(11月)
2006 (平成18)	★労働安全衛生法等の一部改正施行【労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等】(4月)	★第3期川崎市男女平等推進審議会設置(7月)
2007 (平成19)	★男女雇用機会均等法の一部改正施行【身長、体重、体力を募集、採用の要件とすること等の禁止】(4月) ★「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月)	
2008 (平成20)	★配偶者暴力防止法の一部改正施行【脅迫に関する保護命令の拡大、市町村の基本計画策定の努力義務化等】(1月) ★「女性の参画加速プログラム」男女行動参画推進本部決定(4月)	★第4期川崎市男女平等推進審議会設置(11月)
2009 (平成21)	★女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表(8月)	★「川崎市第2期男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」策定(2月)・施行(4月)
2010 (平成22)	★育児・介護休業法の一部改正施行【短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化等】(6月) ★「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	★「川崎市DV被害者支援基本計画」施行(4月)
2011 (平成23)	★UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメント)をめざす国連機関)発足(7月)	★第5期川崎市男女平等推進審議会設置(4月)
2012 (平成24)		
2013 (平成25)	★配偶者暴力防止法の一部改正公布【法の適用対象を生活の本拠をともにする交際相手からの暴力に拡大】(7月)	★第6期川崎市男女平等推進審議会設置(4月)

目次

- 前文
- 第一章 総則(第一条～第十二条)
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条～第二十条)
- 第三章 男女共同参画会議(第二十一条～第二十八条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあら

ゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以

下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定

があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たったの配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 女性差別撤廃条約(抄) (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

この条約の締結国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 以下省略

男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの

義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとること。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措

置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保すること。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとること。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保すること。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の

機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとること。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨

励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大すること。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保すること。

第十三条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとること。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類

(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部 以下省略